

茨城、昭49不2、昭50. 4. 17

命 令 書

申立人 サン・レディー労働組合

被申立人 株式会社 サン・レディー

主 文

- 1 被申立人会社は、申立人組合の組合員に対し、申立人組合からの脱退、新組合への加入を勧奨し、申立人組合の運営に支配介入してはならない。
- 2 被申立人会社は、本命令書交付の日から 7 日以内に下記陳謝文を申立人に対して手交するとともに、縦90cm、横150cmの白色木板にこれを楷書で明瞭に墨書し、被申立人会社正門の従業員が見やすい場所に 7 日間掲示しなければならない。

記

陳 謝 文

会社は、貴組合の組合員宅を訪問し、また就業時間中会社食堂において、貴組合員に対し、貴組合からの脱退、全総同盟サン・レディー労働組合への加入を勧奨するなど、貴組合の運営に対し、支配介入したことは、労働組合法第 7 条第 3 号に該当する不当労働行為であることを認め、遺憾の意を表するとともに、今後かかる行為を繰り返さないことを誓います。

昭和 年 月 日

株式会社 サン・レディー

代表取締役 B 1

サン・レディー労働組合

執行委員長 A1 殿

理 由

第1 当委員会の認定した事実

1 当事者

(1) 申立人サン・レディー労働組合（以下「申立人組合」という。）は、昭和49年1月15日株式会社サン・レディーの従業員約110名のうち89名をもって組織され、茨城県労働組合連盟および茨城県労働組合連盟大子地区協議会（以下「大子地区協」という。）に加入している。

(2) 被申立人株式会社サン・レディー（以下「被申立人会社」という。）は、昭和46年2月16日に資本金3,000万円で設立され、肩書地で縫製業を営む株式会社である。

2 事件発生の経過

(1) 取締役工場長B2（以下「工場長」という。）は、昭和48年7月頃、従業員間に労働組合結成の希望のあることを耳にするや、朝礼の際全従業員に対し、この工場は創業僅か3年で赤字であるから組合結成は早すぎる旨述べて、労働組合結成に反対の意を表明していたのであるが、その意に反して昭和49年1月15日に至り、申立人組合が結成されるに至った。

そして、執行委員長にA1、副執行委員長にA2およびA3、書記長にA4を選出するとともに、労働条件の改善等の要求事項を決定し、翌16日被申立人会社に対し、組合結成通知、要求書および団体交渉申入れ書を提出した。

(2) 同社生産部長代理兼第2課長B3は、昭和49年1月16日組合の結成を知り、その上部団体が大子地区協であることから、その過激な運動方針の噂があることを懸念し、翌17日同社第1課長B4、同第3課長B5、同第4課長B6ら全課長を集めて、その対策を協議した。

(3) このような背景のもとに1月27日に至り、前記4名の課長は、東京にある全総同盟本部を訪れ、同日同所で全総同盟サン・レディー労働組合（以下「新組合」という。）

を結成し、執行委員長にB 4、副執行委員長にB 3およびB 6、書記長にB 5を決定し、被申立人会社に対し組合結成を通告した。

(4) 1月29日および翌30日の午後9時頃から、前記4名の課長らは、手分けして申立人組合員等の自宅を戸別に訪問し、申立人組合からの脱退、新組合への加入を勧奨した。

さらに、1月30日就業時間を50分短縮して、午後4時から午後4時50分頃まで全纖同盟躍進大会と称する大会（以下「躍進大会」という。）が、被申立人会社食堂で会社側からB 7専務取締役、B 2工場長、全纖同盟から中央オルグC外1名の出席のものに、従業員約40名を集めて開催された。

第2 判断

1 当事者の主張要旨

申立人組合は、前記戸別訪問および躍進大会の開催が組合に対する支配介入であって、労働組合法第7条第3号に該当する支配介入であると主張する。

これに対し、被申立人会社は、前記戸別訪問および躍進大会の開催はいずれも被申立人会社の関知するところでないので不当労働行為は成立しないと主張するので、以下判断する。

2 課長の地位

まず、B 3外3名の課長がいかなる職制であるかを検討する。

被申立人会社においては、採用、昇給等については工場長に権限があり、課長制度は、工場長の事務補佐と組織の体裁を形式的に、世間並にととのえたにすぎないという面がないではない。

しかしながら、B 3は、工場長の腹心である総務部長の実子であり、工場長（生産部長兼務）が不在のときは生産部長代理として、課長間の横の連絡および生産の打合せを行い、主任3人、班長3人を含む約80人の部下を擁しているのである。また同人および他の3課長は朝礼において仕事の指示をし、早退・欠勤について承認権があり、部下の勤務状況を監督する責任を負っている。従って前記4課長は、管理者的地位にあるものというべく、少くとも新組合結成の中心となったB 3は、重要な地位にある職制である

と判断せざるを得ない（そして例えばB 4が、昭和49年1月16日申立人組合への加入、勧誘を受けた際、会社の幹部だから加入できないと答えたことや、4課長が1月27日全纖同盟の本部に組合結成の相談に行った際、自らの組合員資格の有無を質問している点などから考えて、4課長は自らが重要な職制にあることを自覚していたものであると思料される。）。

3 戸別訪問について

B 3は、申立人組合が昭和49年1月15日に結成され、翌16日に被申立人会社に結成通知を提出したその日に申立人組合結成を知るや、翌1月17日申立人組合の上部団体である大子地区協の過激な運動方針の噂を懸念して、ただちに他の課長3名を集めてその対策を協議した。

さらに、企業防衛の意識から、1月27日に全纖同盟本部において、課長4人で全纖同盟サン・レディー労働組合を結成し、全員が三役に就任した。

そして、1月29日および翌30日の深夜、B 3は、他の三役と手分けして申立人組合員等の家を戸別に訪問し、「申立人組合は多少共産主義のところが入っており、会社を潰す組合だ。」と言って新組合への加盟を勧奨した。

上記のことから判断するに、前述のとおり、重要な地位にある職制のB 3を中心とする4課長の申立人組合に対する対応の早さ、企業防衛という管理職的発想からの対応の仕方、工場長が申立人組合に対して持っている嫌悪感と共通する意識等を勘案すると、B 3らの申立人組合の組合員宅への戸別訪問は、会社の意を受けて行ったものであると認定せざるをえず、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である。

4 躍進大会

新組合は、躍進大会の開催については、一切前記Cにまかせており、そのCは1月29日工場長と袋田温泉の旅館において、「躍進大会の開催については社長と了解がとれている。」と話していること、それまで組合を嫌悪していた工場長が、開催当日、新組合から提出された会社食堂の使用及び50分間の時間短縮願を社長に相談することなく直ちに同意していること、開催に先立って、総務部長は、「今日、工場長の計らいで4時で

作業を打切る。」と構内放送し、次いでB 4が、「本日午後4時より全織同盟サン・レディー労働組合躍進大会を行います。加入者および加入していない方も是非出席して下さい。」と放送し、さらに工場長は、躍進大会開催に当って、ミシン場の従業員に対し、手書きして従業員に躍進大会への参加を求めたこと、また、躍進大会開催の届け出があった直後に、Cから工場内の事務室の電話で出席要請を受けた社長は、B 7専務を派遣し、株式会社ヤマモト名義でビール・ファンタを持参させ、しかもB 7専務は、健全な労働組合ができたことについて、お祝い申し上げたいとの趣旨のあいさつを行ったこと、さらに躍進大会においては、申立人組合の組合員が出席し、しかもB 7専務、工場長らの会社幹部が出席した集会であり、その中で組合費、賃上げ要求等の事項を決議したことなどから判断すると、被申立人会社は、躍進大会において、ことさらに新組合に好意を見せ、数々の利益を与えており、事実上新組合への加入を勧誘しているのであり、これらのこととは、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である。

第3 法律上の根拠

以上のとおりであるので、当委員会は、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

昭和50年4月17日

茨城県地方労働委員会

会長 桜井武雄